

- 収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。
- ご来場の際は、感染対策を徹底のうえお越しください。

指定難病・小児慢性特定疾病患者 や家族の方へ

▷就労相談 ▷電話医療相談
▷学習交流会(一部WEBでも開催)
▷広場サロン・交流会
場所 健康福祉プラザ
(堺区旭ヶ丘中町4丁3-1)
期間 8~10月
要申込 詳しくは市HP
(QRコード)参照



問 難病患者支援センター
(☎275-5056 FAX275-5038)

福 祉

盲ろう者の方の通訳・介助しませんか 養成研修の受講者を募集

視覚と聴覚に重複して障害のある方を支援するために、通訳・介助を行う「盲ろう者通訳・介助者」の養成研修を実施します。

日程 9月21日~来年3月13日のうち20日間

場所 府立福祉情報コミュニケーションセンター(大阪市東成区中道1丁目3-59)

対象▷盲ろう者福祉に熱意があり、盲ろう者通訳・介助者として活動することを誓約する方
▷すべてのカリキュラムを指定日時に受講できる方

有料 テキスト代
要申込 郵送かFAX、メールで受講申込書を8月12日までに府立福祉情報コミュニケーションセンター(社福)大阪障害者自立支援協会(盲ろう者等社会参加支援センター)へ

選考 60人
受講申込書など詳しくは、府HP(QRコード)参照



問 障害施策推進課
(☎228-7818 FAX228-8918)

突然訪れる介護 今から学びませんか 家族介護者を支援するスクールを開催

要介護の家族やご自身の生活を大切にするために、必要な情報や心構えなどをお伝えします。

内容 はじめてのケアラーコース(3回)
日時 ①9月2・9・16日14~16時
②9月3・10・17日9時30分~11時30分

場所 ①堺市産業振興センター(中百舌鳥駅前)
②ビッグ・アイ(泉ヶ丘駅前)

対象▷今、介護をしている方
▷介護に必要な情報や知識を学びたい方など
申込方法など詳しくは、市HP(QRコード)か問へ



■ケアラーとは?

家族や身近な人に対して無償で介護・看護、日常のお世話や援助をしている方です。

問 政策企画部先進事業担当
(☎228-7480 FAX222-9694)

家族を介護している方に 慰労金を支給します



対象 次の要件に該当する方
▷高齢の方などを在宅で介護している同居家族
▷要介護者が要介護4か5の認定を受けている
▷介護保険のサービスを1年間利用していない
など一定の要件があります。

要申請 詳しくは問か市HP(QRコード)参照



問 区役所地域福祉課
(☎FAX区版1ページ参照)

社会福祉法人による 介護保険利用者の負担軽減

社会福祉法人で特別養護老人ホーム入所やショートステイなどのサービスを利用する場合、利用者負担額、食費・居住費(滞在費)を軽減します。

対象 年間収入・預貯金が一定額以下など、一定の要件に当てはまる方
申請 詳しくは問へ

対象となる社会福祉法人・サービスなどは、市HP(QRコード)参照



問 区役所地域福祉課
(☎FAX区版1ページ)

一人で抱え込まず話ませんか 認知症本人ミーティング



認知症の本人同士が交流し、情報交換をする集まりです。

日時 8月24日(水)15~16時
場所 デニーズ中百舌鳥店(北区長曾根町3081-28)

対象 本人・家族・サポートしている方など

参加費 無料(飲食代は自己負担)
要申込 電話かFAXで8月19日までに堺市社会福祉協議会包括支援センター統括課へ。先着順

問 同協議会
包括支援センター統括課
(☎238-3636 FAX238-3639)

年金・保険

障害基礎年金 こんなときは相談を

該当するか
分かりにくい場合は
ご相談ください

医療年金課職員

病気やけがで障害の状態になったとき、次の全てに該当する方は障害基礎年金を受けられる場合があります。

- 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの期間にあること
- ▶国民年金に加入している期間
- ▶20歳前か国内に住んでいる60~64歳の方で年金制度に加入していない期間(老齢基礎年金を繰り上げ請求している方を除く)
- 障害認定日(初診日から1年6ヵ月を経過した日か1年6ヵ月以内に症状が固定した日)か20歳に達したときに、障害等級表に定める1級か2級の状態の方
- 初診日の前日時点で、初診日の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間に、保険料が納付・免除・猶予されている方
ただし、初診日が64歳以下であれば、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ要件を満たします。

請求前に基礎年金番号通知書か年金手帳、初診日を含む病歴などの経過が分かるものを持ってご相談ください。初診日が第2号か第3号被保険者期間中の方は、堺東年金事務所にご相談ください。

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)か
堺東年金事務所
(☎238-5101)

柔道整復師などの施術を受ける方へ

国民健康保険や後期高齢者医療制度で、柔道整復・はり・きゅう・マッサージなどの施術を受ける場合、肩こりや筋肉疲労など保険が適用されない場合があります。

国民健康保険を使って施術を受けた方に、市が業務委託している事業者(コアジャパン)や市の施術資格者から施術内容確認の照会文書を送付したり、電話で問い合わせたりする場合があります。

医療適正化のためにご協力をお願いします。詳しくは市HP(QRコード)参照



問 国民健康保険は
国民健康保険課
(☎228-7522 FAX222-1452)
後期高齢者医療制度は
大阪府後期高齢者医療
広域連合給付課
(☎06-4790-2031
FAX06-4790-2030)

国保人間ドックの受診 7割を助成します



国民健康保険では、年度中1回に限り、人間ドックを自己負担3割で受診できます。

対象
▷受診日時点で30~74歳の国民健康保険の被保険者(年度中に特定健康診査を受診していない方)
▷申込日に前年度分かつ前々年度分の保険料を完納している方
申込 受診希望日の2週間以上前に直接、取扱健診機関へ
負担額
▷男性1万2,210円
▷女性1万2,510円(乳房検査を追加した場合は1万3,170円)

詳しくは市HP(QRコード)、区役所や取扱健診機関にあるパンフレット、国保のしおり参照



問 国民健康保険課
(☎228-7522 FAX222-1452)

税 金



税きんたろう

今月の納税 市・府民税第2期分

納期限 8月31日
納付方法は納付書か市HP(QRコード)参照



問 納税課
(☎FAX区版1ページ)か
税務運営課 収納係
(☎228-3957 FAX228-7618)

事業所税の申告(納付)を

事業所税については、市HP(QRコード)参照



問 法人諸税課 法人課税係
(☎231-9742 FAX251-5631)